

令和 7 年度 第 1 回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年4月14日（月）午後2時30分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 （30人）

1 番 鈴 木 誠 之 君	2 番 土 屋 昌 彦 君
3 番 勝間田 安 彦 君	4 番 長 田 薫 君
5 番 勝間田 公 博 君	6 番 瀬 戸 孝 雄 君
7 番 福 島 初 代 君	8 番 小宮山 勉 君
9 番 勝間田 美保子 君	10 番 勝間田 太 住 君
11 番 長 田 守 正 君	12 番 勝 又 治 彦 君
13 番 林 忍 君	14 番 鈴 木 洋一郎 君
15 番 長 田 正 之 君	16 番 横 山 廣 君
17 番 勝 又 博 之 君	18 番 内 田 奨 君
19 番 小 澤 勤 君	20 番 土 屋 壯 一 君
21 番 宇田川 秀 一 君	22 番 渡 邊 一 雄 君
23 番 瀬 戸 朝 光 君	24 番 長 田 光 正 君
25 番 根 上 誠 一 君	26 番 岩 田 勉 君
27 番 芹 澤 泉 君	28 番 中 村 善 彦 君
	30 番 芹 澤 裕 治 君
31 番 齋 藤 浩 也 君	

欠席委員 （1人）

29 番 高 田 哲 夫 君

議事日程

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の指名について
- 3 会議書記の指名について
- 4 農地利用最適化推進委員の議席の決定について
- 5 各種協議会委員、会議、研修委員の選出について
- 6 農地法に関する報告
 - 報 第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
 - 報 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 7 農地法に関する議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 8 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 9 農業振興に関する議案
 - 議案第4号 令和7年度農作業受委託等標準料金の決定について
- 10 農業委員会に関する議案
 - 議案第5号 御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について
 - 議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について
- 11 そ の 他
- 12 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 山本 育実 遠藤 慎也 田代 欣三 杉山 有里

会議の概要

事務局長

ただ今から令和7年度第1回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。

本日の諸般の報告ですが、29番高田哲夫委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えているため、本会議が成立することを報告します。

それでは、農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めていただきます。会長よろしくをお願いいたします。

会長

これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。

会長

日程2 議事録署名人の指名ですが、3番勝間田安彦委員、4番長田薫委員よろしくお願いします。

会長

日程3 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長

続きまして、日程4 農地利用最適化推進委員の議席の決定について を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

日程第4号 御殿場市農業委員会総会規則第7条の規定により、農地利用最適化推進委員の議席を定める。4月14日提出。

委員の議席につきましては、農業委員会の規則第7条により、総会によって決定することと規定されております。

4月1日の農業委員会臨時会において、農業委員会委員の議席については決定しておりまして、議案の下段に参考で記載させていただきとおりとなります。農地利用最適化推進委員の議席につきましては、4月1日の臨時会の審議の結果を踏まえ、地区の建制順を基本とした案を事務局案としてお示しいたします。あわせて、今後の総会につきましては、事務局案1または事務局案2の座席で農業委員会総会を開催するという案をお示しいたします。説明は以上になります。

会長

ただ今、事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(意見、質問等 なし)

会長

それでは原案のとおり、決定とさせていただきます。

会長

続きまして、日程第5 各種協議会委員、会議、研修委員の選出について を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局

日程第5号 各種協議会委員、会議、研修委員についての資料をご用意ください。

4月1日の農業委員会臨時会におきまして、農業委員会会長、会長職務代理者、農業委員会員の各種協議会の委員につきましては、決定いたしております。

本日は、農地利用最適化推進委員の委員選出についてご検討をいただくということになります。

配布資料のとおり、事務局案を示させていただきました。まず、地区割りでの選出を行うことについてご協議をお願いし、後ほど、総会の終了後に地区ごとに集まっていただき、各種委員の選出をお願いしたいと思います。

それでは、それぞれの会議について説明をいたします。

1 御殿場市農業振興地域整備促進協議会

市の農業振興に関する基本的な方針を定めた「農業振興地域整備計画」いわゆる青地を定めた土地利用計画の変更に関する事項についてご協議していただく協議会です。基本的には年2回の会議開催となります。御殿場地区の農地利用最適化推進委員さんからの選出をお願いするものになります。

2 農作業受委託等標準料金及び農休日に関する会議

こちらは、水稻の育苗代金、コンバインでの作業代金、お茶の加工代金などの、農作業を委託した場合の料金等について検討していただいて、地域の標準的な水準を示すことを目的とする会議となります。年1回の開催となります。こちらは、印野地区からの委員の選出をお願いするものになります。

3 御殿場市農業経営改善計画認定審査会

こちらの審査会は、認定農業者の新規認定及び再認定にあたり、審査を行う組織です。農業者からの認定申請により随時開催されるものになります。今年度の予定は年2回の開催を予定しております。その下に、御殿場市青年等就農計画認定審査会というものがあります。こちらについては、新規就農、認定新規就者の認定の会議となります。年1回の開催を予定しております。これらの二つの会議の委員は兼務となり、原里地区からの委員の選出をお願いするものになります。

4 研修委員

農業委員会の研修などの計画、実施について担当する委員となります。年3回ほど打ち合わせなどがございます。打ち合わせは農業委員会総会開催時間の前後に開催させていただく予定です。こちらは富士岡地区、玉穂地区、高根地区の皆さんから各地区1名の選出をお願いするものになります。

それぞれの会議の説明は以上ですが、まず事務局による日程第5号の割振りの案について決定してよろしいかということでご審議いただき、その後、閉会後に、各地区で話し合っ

ただ今事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(意見、質問等 なし)

会長

会長	事務局の説明どおりで、総会終了後、各地区でのご協議で選出いただき、決定内容は次回報告ということといたします。
会長	日程 6 農地法に関する報告に入ります。 報第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
事務局	議案書の 1 ページをお願いします。 報第 1 号 御殿場市農業委員会規程第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定により事務局長が専決したので同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。令和 7 年 4 月 1 4 日報告。 今月の 4 条の届出は 1 件です。 (番号 1 について内容の読み上げ) 以上で事務局からの報告を終わります。
会長	ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)
会長	報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
会長	続きまして、報第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。
事務局	議案書の 2 ページをお願いします。 報第 2 号 御殿場市農業委員会規程第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定により、事務局長が専決したので同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。令和 7 年 4 月 1 4 日報告。 今月の 5 条の届出は 3 件です。 (番号 1 ～ 3 について内容の読み上げ) 以上で事務局からの報告を終わります。
会長	ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)
会長	報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
会長	日程 7 農地法に関する議案に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 1 号 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和 7 年 4 月 1 4 日提出。今月の 3 条許可申請件数は 2 件です。

番号 1（議案書の内容読み上げ）田 625 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号 2（議案書の内容読み上げ）田 9,522 m²

譲渡人は後継者である譲受人に贈与するものです。

整理番号 1、2 について、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、事務局の代読により調査結果の報告を求めます。

事務局

最初に整理番号 1 について、前任の委員より提出された調査書を代読いたします。

調査日は令和 7 年 3 月 2 2 日です。譲渡人は電話で、譲受人は現地で調査を行いました。

申請行為について、本人が申請したものであり内容に間違いありません。

内容についてですが、譲受人は経営規模拡大のため農地を探しており、遠方に住み耕作が出来なくなった譲渡人と売買契約を結ぶ申請です。

効率的な利用についてですが、取得する農地は自宅から 1 km、車で 3 分ほどです。農作業従事者は本人と両親の 3 名で、両親は 45 年の経験があります。農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しています。現在所有する農地は水田耕作と畑作で、新たに取得する農地は、畑として利用することです。以上のことから新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思います。

耕作管理計画については、新たに取得する農地は畑として利用されており、今後も畑として利用することです。

転貸しについて、転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うこととします。

次に整理番号 2 について、前任の委員より提出された調査書を代読いたします。

調査日は令和 7 年 3 月 2 6 日です。現地で調査を行いました。

申請行為について、本人が申請したものであり内容に間違いありません。

内容についてですが、申請人は親子であり譲渡人は高齢のため耕作管理は譲受人が主

となり 10 年間行っています。今回当事者間において、土地を贈与することで話がまとまりました。

効率的利用についてですが、取得する農地は自宅から 2 km、車で 5 分程度です。農作業従事者は本人夫婦です。本人夫婦は 30 年の経験があります。農機具については、田植機、トラクター、コンバインを所有しています。現在所有する農地は水田耕作が主であり、新たに取得する農地についても水田として利用するとのことです。

耕作管理計画についてですが、新たに取得する農地は田として活用されており、今後とも水稻を作付けする予定とのことです。

転貸しについてですが、転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことです。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の 4 ページをお願いします。
議案第 2 号 次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和 7 年 4 月 1 4 日提出。今月の 5 条許可申請は 1 件です。

番号 1 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,815 m²
転用内容は、売買による太陽光発電施設の設置です。
農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第 2 種農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長 整理番号 1 について、事務局の代読により調査結果の報告を求めます。

事務局 事務局にて、調査書の代読をさせていただきます。前任の委員から調査書を預かっております。

調査日は令和 7 年 3 月 2 7 日です。譲受人については、開発部の担当者と電話で調査を行い、譲渡人については、現地にて調査を行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人は 70 歳を超え今後の耕作が懸念され、土地の有効活用を模索している中、太陽光発電の話が持ち上がり計画に賛同し、今回の申請となったもので、やむを得ないと判断します。

資金については、太陽光パネルと材料費、設置工事費、消費税、土地代などで 1 億 3 千万円を予定しております。こちらについては、自己資金で対応するとのことです

他の権利者の同意ですが、他の権利設定はありません。

転用時期については、許可が出たらすぐに計画を進め、着工したいとのことです。

他法令につきましては、許可申請等は特に必要はないということです。

転用面積については、計画地の総面積は 1,815 m²で事業目的からして問題がないと考えます。

周辺農地への影響につきましては、万が一農地等への被害をおよぼした場合は、責任を持って対処するとのことです。

以上、代読とさせていただきます。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に日程 8 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画(案)について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画(案)について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和 7 年 4 月 14 日提出。

議案書 6 ページの議案第 3 号別紙資料 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表をご覧ください。

ここで議案書の修正をお願いいたします。整理番号 4 から 13 については、来月以降に本委員会に上程することになり、取り下げられましたので報告いたします。よって、合計筆数は 20 筆になり、合計面積は 24,704 m²に修正をお願いいたします。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が 3 件で、合計面積は 24,704 m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号 1 (議案書の内容読み上げ) 2 筆 4,369 m²

番号 2 (議案書の内容読み上げ) 8 筆 13,147 m²

番号3（議案書の内容読み上げ） 10 筆 7,188 m²

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程9 農業振興に関する議案を議題とします。

議案第4号 令和7年度農作業受委託等標準料金の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書12ページをお願いいたします。

議案第4号 令和7年度御殿場市農作業受委託等標準料金表を別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和7年4月14日提出。

議案書13ページ、議案第4号別紙資料 令和7年度御殿場市農作業受委託等標準料金表（案）をご覧ください。

本料金表は、農作業に係る地域での標準的な金額水準を示すことによって、農業労働力の確保及び安定した農業経営の実現に資するため、毎年農業委員会が決定し公表をしているものです。

本案の内容につきましては、まず御殿場市農作業受委託組合及び富士山茶業組合において料金等についての協議を行ったのち、事務局にて料金表の素案を作成し、その後農業委員会、農作業受託組合、農協御殿場地区本部、部農会長代表者協議会、富士山茶業組合の代表者計8名から構成される会議にて、承認されたものです。

令和7年度の変更点についてご説明いたします。表の下線部分は変更箇所ですが、今回は全体的に金額の変更が生じております。

変更の概要ですが、上段の育苗作業から、下から5行目の乾燥・調整までの作業につきましては、農作業受託組合内での協議を経て概ね10%から20%程度の値上げとなっております。値上げの理由といたしましては、県の最低賃金の上昇率及び機械代や燃料代の高騰などを踏まえて、価格の見直しを行ったためです。

また今年度より、籾摺り料金につきましては、色彩選別機を利用した場合の料金が新たに設定され、米1袋30kgあたり300円が上乘せとなります。

次に下から4行目以降の茶摘み料金についてですが、こちらは富士山茶業組合との協議により同様に値上げとなっております。日当額につきましては、令和6年10月の県の最低賃金の改正に伴い、8,300円に変更となり、400円の値上げとなります。その下の

摘量による料金につきましては、日当額の変更に伴い生葉 1 kg 当たり 360 円に変更となり、20 円の値上げとなっております。

次に一番下にあります、農休日についてですが、こちらは春作業及び秋作業が終了した時期にそれぞれ 1 回設けておりまして、慣例により 5 月下旬の土日と 11 月の農協祭開催日としており、暦に合せて変更した形となります。

本日本案について決定されたのちには、市ホームページへの掲載や部農会を通じて農家さんへの回覧をお願いするなどの周知、広報をいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今、事務局から説明ございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程 10 農業委員会に関する議案 を議題とします。

議案第 5 号 御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の 14 ページをご覧ください。

議案第 5 号 御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和 7 年 4 月 14 日提出。

議案書の 15 ページの議案第 5 号 別紙資料をご覧ください。

なお資料に差し替えがありましたので、恐れ入りますが 16 ページにつきまして、先ほどお配りした修正後の資料をご覧くださるようお願いいたします。

令和 7 年度に定める指針について概要を説明させていただきます。

初めにこの指針につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、平成 28 年から定めてきたものですが、令和 5 年 4 月からは「定めなければならない」と義務化されました。当市農業委員会におきましても、農業委員及び推進委員の改選期に合わせて、3 年ごとに検証、見直しを行うものです。

(資料内容説明)

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の20ページお願いいたします。

議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和7年4月14日提出。

議案書21ページ 議案第6号 別紙資料をご覧ください。

この議案につきましても資料に差し替えがありましたので、22ページにつきましては先ほどお配りした新しい資料をご覧ください。

令和7年度最適化活動の目標の設定等について概要を説明させていただきます。なお、この目標の設定は、先ほどご審議をいただきました議案5号の指針と連動する内容となっております。指針は向こう6年間の目標等を定めた内容でしたが、この活動目標は今年度1年間の目標を設定するものです。

(資料内容説明)

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議についてよろしくお願いいたします。

会長

ただ今、事務局から説明ございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 農地利用最適化施策に関する意見等の要望事項の提出について
2. 全国農業新聞記事（先進地活動事例の紹介・協議）について
3. 農業会議情報のご案内
4. 次回総会 5月12（月）午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室
5. 農業委員手帳（身分証有効期限）について

事務局長

本日は朝から長い時間ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第1回御殿場市農業委員会定総会定例会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 3番 _____

議事録署名人 4番 _____